



その他の情報

公共下水道供用開始 区域の縦覧

下水道課 ☎66・1140

次の区域で、3月31日(金)から下水道が利用できます。詳細については、関係図書縦覧ができます。

【単独公共下水道】

形原町東戸甫井・南市場、西浦町稲生浜の各一部

【流域関連公共下水道】

大塚町下長尾・西屋敷・十能・小深田・伊賀久保、海陽町三丁目の各一部

縦覧期間 3月17日(金)～31日(金) 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 下水道課(市役所本館2階)

水道メーターの取替 予定地区

水道管理課 ☎66・1129

水道メーターは、計量法に基づいて市が無料で取り替えます。

取り替えは、身分証明書を携帯し、腕章をつけた市水道工事課職員または委託業者が実施します。ご協力をお願いします。

市内における取替予定は、次のとおりです。

◆平成18年度 取替予定地区

相楽町：11月、平成19年1月
大塚町：5月・9月・11月、平成19年1月・3月

旭町：11月、平成19年3月

宝町：7月・11月

竹谷町：4月・6月・10月・12月、平成19年2月

柏原町：10月・12月、平成19年2月

金平町：6月・8月

形原町：6月・10月・12月、平成19年2月

下水道課 ☎66・1140



下水道への接続のお願い

下水道課 ☎66・1140

市では、環境を改善し衛生的なまちづくりを推進するた

め、多額の公費を費やして下水道の整備を進めています。

しかし、皆さんに利用していただくためには、何ものりません。下水道が使用できる区域の方で、まだ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

なお、接続工事は、市指定工事店へ依頼ください。詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

各手当を受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

○市遺児手当

3月期支払分(10月分～3月分)を3月31日(金)以降

○児童扶養手当

4月期支払分(12月分～3月分)を4月11日(火)以降

身体障害者の結婚に 祝金を支給します

福祉課 ☎66・1106

対象 結婚後1年以内の市内在住の身体障害者の方で、まだ請求されていない方。

祝金 1人5千円

持参するもの 身体障害者手帳、印鑑、本人名義の振込口座(郵便貯金は不可)

休日窓口センター業務 一部停止のお知らせ

市民課 ☎66・1112

戸籍管理システムの切替作業のため、3月25日(土)～27日(月)の間、次の業務の取り扱いを停止します。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○3月25日(土)・26日(日)

すべての証明の発行

(戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明、税務証明書など)

・税などの納付

※出生・結婚・死亡などの届出は受け付けます。

○3月27日(月)

・住基カードおよび電子証明書の発行

・広域交付住民票の交付



蒲郡市青少年団体等 互助会にご加入を

体育課 ☎69・3241

加入された各種団体の活動中、傷害事故が起きた場合に、会費を財源として見舞金を給付します。

少ない加入金で、あらゆる団体の活動を応援するのが青少年団体等互助会です。

加入資格 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上の団体(スポーツ団体・生涯学習団体など)

年会費 高校生以下50円、大人200円

加入期間 4月1日以降で会費を納入した日から平成19年3月31日まで。

ただし、前年度加入団体に限り4月中に手続きをすれば、4月1日から有効になります。

傷害見舞金

団体活動中の傷害事故に対して給付されます。

※給付額は治療日数により異なります。

申し込み 4月1日(土)から市民体育センター内蒲郡市青少年団体等互助会事務局へ。